

鈴らん

~第25号~



発行日：令和5年8月1日/発行元：小樽市東南部地域包括支援センター/発行責任者：石ヶ森 覚

こんにちは 😊 小樽市東南部地域包括支援センターです！

すでにご存じの方が多いと思いますが、私たち小樽市東南部地域包括支援センターは、地域に暮らす高齢者やご家族の方が、介護や福祉の相談をすることができる窓口となっております。

例えば、「最近足腰が弱くなって…私でも介護保険は利用できる？」

「一人暮らしですが、この先も続けていけるか心配で…」

「親の物忘れが増えてきたようで…もしかしたら認知症？」



このような心配事はありませんか？ 当センターでは、医療や福祉の資格を持ち、経験も豊富な職員が地域の皆さまのご相談をお受けして解決のサポートをしております。



保健師
看護師



主任ケアマネジャー
ケアマネジャー



社会福祉士

POINT!! このような相談もお任せください！

「一人暮らしですが、配食サービスがあると聞いた」

「最近は大降雪も降るから、除雪が大変で…」

様々な福祉サービスのご案内

「介護が必要にならないように、今から運動したい」

「ずっと家にいると、気分も優れないので外出したい」

介護予防教室やサロンのご紹介

「老人クラブの参加者に介護の勉強会を開きたい」

「認知症の方には、どのように対応したら良いの？」

介護保険や認知症の無料講座

小樽市東南部地域包括支援センター

☎ 0134-51-2301
月～土 9時～17時

高齢者を狙った劇場型勧誘再び！？

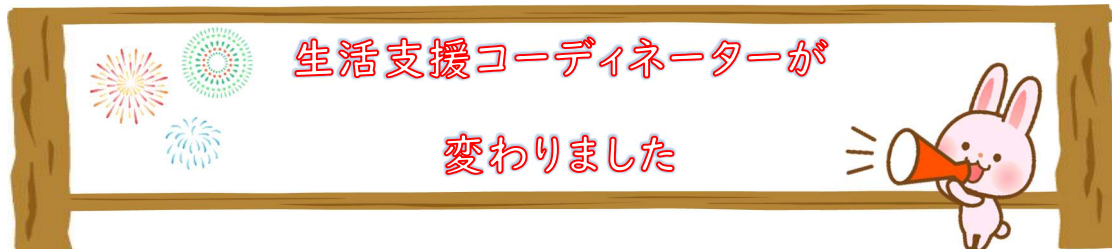
「老人ホーム入居権」を譲ってほしいという詐欺電話に注意！



「有料老人ホームや介護施設などに入居する権利を譲ってほしい」という詐欺の電話に関する相談が急増しています。複数の人物が登場するいわゆる「劇場型勧誘」で、「老人ホーム入居権」を譲ってほしいと持ち掛け、承諾すると「あなたの名義で申し込みをするので一度あなたがお金を支払う必要がある」「権利を譲るために取引実績が必要でお金を振り込む必要がある」などと言葉巧みにお金を支払わせる手口です。

このトラブルに関しては、2014年度頃に急増。それ以降減少していましたが、**2022年度より再び増加**。契約当事者の年代別割合は**70歳代が70.9%、80歳代が13.7%**。今後、この手の詐欺手口が増えるおそれがありますので、十分に注意してください。

- ・ 「あなたは入居権を持っている」「権利を譲って」「名義を貸して」などと持ち掛けてくるのは詐欺です！不安であれば留守番電話機能や発信者番号表示機能を活用し、心当たりのない電話には出ないようにしましょう。
- ・ 不安なこと、消費者被害等のトラブルにあった場合は、警察や消費者センターに相談を！
小樽警察署：0134-27-0110
小樽・北しりべし消費者センター：0134-23-7851



令和5年度より、(第2層)生活支援コーディネーターの担当職員が変更になりました。

昨年度まで、坂田と長野が担当していたコーディネーターですが、

今年度からは、木村と齋藤が担当になります。

よろしくお願いいたします。



「(第2層)生活支援コーディネーター」って？

- ・ 地域で困っている高齢者の方に対し、その地域で行われている「支えあい活動」などをご紹介します。
- ・ 新しく必要な「支えあい活動」を立ち上げるための、地域の「困りごと」を話し合いの中から集めています。



新型コロナウイルス感染症の『2類』から『5類』って何が変わった



新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から季節性インフルエンザと同様の5類感染症に変更となりました。これまでは行政が強く関与する仕組みから、私たちの自主的な感染対策が求められる変更です。「2類」から「5類」って何がどう変わるのか、感染してしまったらどうしたら良いのかについて、ご紹介いたします。

| 分類 | 医療費 公費負担 | 入院勧告 強制入院 | 就業制限 | 無症状者 への適応 | 濃厚接触者 の外出自粛要請 |
|---------------------------|-------------|--------------|------|--------------|------------------|
| 2類 (結核・SARS など) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5類 (季節性インフルエンザ など) | × | × | × | × | × |

① **医療費** → 5月7日までは2類感染症に分類されており医療費は全額公費負担でしたが、5月8日からは5類へ変更されたため、季節性インフルエンザと同様に一般診療になりますので検査費用も含め自己負担が生じます。令和5年9月30日までの間は、コロナ治療薬は無料、コロナ感染症での入院費（高額療養費制度の自己負担限度額）は原則**2万円を減額した額**が自己負担の上限額となります。

② **就業制限・無症状者への適応** → 2類感染症は感染対策の観点から症状の有無に関わらず、就業や外出にも国の基準により法的な制限が設けられていました。5類へ移行後は季節性インフルエンザと同様に法的制限はありませんが、発症日を0日として特に5日間経過するまでは外出を控えるよう推奨されています。

③ **濃厚接触者の外出自粛要請** → 保健所から「濃厚接触者」として特定されることや、法律に基づく外出自粛が求められることはなくなりましたが、ご家族や同居されている方が感染した場合は可能な限り部屋を分けるなどの感染対策を実施するほか、感染された方の発症日を0日として、特に5日間は体調に注意する必要があります。



④ その他

【療養の考え方】

- ・令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は法律に基づく外出自粛は求められず、個人の判断に委ねられます。
- ・発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでは外出を控えることが推奨されています。その後も10日間経過するまではマスク着用や感染リスクの高い方（がん治療中の方、高齢者など）との接触は控えることが推奨されています。
- ・無症状の方は、検体採取日を0日として5日経過するまでは、外出を控えることが推奨されています。

【行政の対応変更について】

行政が実施していた隔離目的の宿泊施設療養、自宅療養者の健康観察、生活支援物資の提供、パルスオキシメーターの貸出、患者の移送は令和5年5月7日をもって終了となりました。

【相談窓口について】

相談窓口が一本化されました。発熱時の受診相談や陽性判明後の体調不良の相談、その他後遺症をはじめとする新型コロナウイルスに関する小樽市の相談窓口は以下のとおりです。

『小樽市新型コロナ相談センター』

電話：0120-890-177（24時間） FAX：011-330-2424
メール：covid-sodan@vcn-otaru.city.com



ひらがな穴埋め 5文字 クイズ



ヒント

| | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|------|
| 1 | | で | ど | | | 時間 |
| 2 | お | | し | | ま | お正月 |
| 3 | | | ぞ | | こ | 電化製品 |
| 4 | た | | ご | や | | 料理 |
| 5 | | ど | | し | | 乗り物 |
| 6 | か | | | む | | 昆虫 |
| 7 | た | | ら | | こ | 財宝 |
| 8 | | い | | ほ | | 節句 |
| 9 | | け | | | い | 札幌名所 |
| 10 | | ん | | < | | 電化製品 |



答え

ひらがな

| | | | | | | | | | |
|---------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|----------|
| 1. たしだま | 2. せしだま | 3. れいご | 4. せまごめ | 5. ひらり | 6. かぶと | 7. こけり | 8. りんご | 9. めいめい | 10. かんたん |
|---------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|----------|

小樽市東南部地域包括支援センター
 小樽市朝里川温泉2丁目 692 番地 109
 TEL : 0134-51-2301
 FAX : 0134-52-1142
 窓口ご利用時間：月曜～土曜 9時～17時
 休業日：日・祝・年末年始

担当地区
 朝里・朝里川温泉・桂岡町
 桜・新光・新光町・銭函
 張碓町・春香町・船浜町
 星野町・望洋台・見晴町